

○習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則

昭和52年4月1日

規則第16号

改正 昭和56年3月26日規則第9号

昭和57年10月15日規則第36号

昭和58年1月11日規則第2号

昭和59年6月1日規則第19号

平成3年3月30日規則第33号

平成5年2月5日規則第3号

平成8年7月1日規則第23号

平成14年9月27日規則第36号

平成17年5月30日規則第34号

令和4年3月30日規則第25号

習志野市自然保護および緑化の推進に関する条例施行規則（昭和48年規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例（昭和47年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（助成金の額等）

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により、保護地区等の指定をしたときは、条例第5条の規定により、次の表の期間（会計年度内において指定されている期間をいう。）の欄に定める区分に応じ、自然保護地区及び都市環境保全地区にあつてはそれぞれ同表の1平方メートル当たりの金額の欄に定める金額に指定した地域の面積（1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）を乗じて得た金額に同表の基本金額の欄に定める金額を加算した額を、保存樹木にあつては同表の保存樹木助成金の欄に定める金額を助成金として交付するものとする。

期間	自然保護地区及び都市環境保全地区 助成金		保存樹木助成金
	1平方メートル当 たりの金額	基本金額	
4月未満	3円	1,375円	750円
4月以上7月未満	6円	2,750円	1,500円
7月以上10月未満	9円	4,125円	2,250円
10月以上12月まで	11円	5,500円	3,000円

2 助成金は、交付決定のあつた年度の末日までに交付する。

3 保護地区等の樹木又は樹林が滅失し、又は枯死したときは、保護地区等の土地の所有者は樹木等滅失（枯死）届（別記第1号様式）により、市長に遅滞なく届け出なければならない。

（平3規則33・全改）

（助成金の申請手続）

第3条の2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保護地区等助成金交付申請書（別記第2号様式）により助成金の交付を申請しなければならない。

（平3規則33・追加）

（交付の決定）

第3条の3 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、保護地区等の現況その他について調査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、保護地区等助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（平3規則33・追加）

（助成金の返還）

第3条の4 市長は、助成金の交付を受けた者が、当該助成金を助成目的以外の用途に使用したとき又は条例の趣旨に違反する行為があつたときは、既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

（平3規則33・追加）

（保護地区等指定の基準）

第4条 条例第6条第1号に規定する自然保護地区は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 良好な自然環境でおおむね5,000平方メートル以上の面積を有する地域

(2) 市長が、特に野生動植物を保護するために必要があると認める地域

2 条例第6条第2号に規定する都市環境保全地区は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 樹木が所在し、かつ、500平方メートル以上の面積を有する地域

(2) 風致的景観を有し、かつ、郷土的、歴史的意義を有する地域

3 条例第6条第3号に規定する保存樹木は、次の各号の一に該当し、かつ、生育が健全であること。

(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

(2) 高さが1.5メートル以上であること。

(3) その他市長が必要と認めるもの

4 条例第7条第1項の所有者の同意は、保護地区等指定同意書（別記第4号様式）によるものとする。

（平17規則34・一部改正）

（保護地区等の告示）

第5条 条例第8条に規定する告示は、次の事項について行うものとする。

(1) 自然保護地区及び都市環境保全地区については、指定番号、所在地、区分、名称及び面積

(2) 保存樹木については、指定番号、所在地、樹種、幹の周囲及び高さ

2 市長は、条例第8条に規定する告示をしたときは、自然保護地区・都市環境保全地区台帳（別記第5号様式）及び保存樹木台帳（別記第6号様式）を作成しなければならない。

3 市長は、条例第8条に規定する告示をしたときは、保護地区等の所在する地区内又は樹木に別記第7号様式により保護地区等である旨を表示した標識を設けなければならない。

（保護地区等の変更及び解除の申請）

第5条の2 条例第9条第2項に規定する所有者の申請は、保護地区等指定変更・解除申請書（別記第8号様式）によるものとする。

（平17規則34・追加）

（行為の届出）

第6条 条例第10条第1項及び第2項の各号に規定する行為の規模は、次の各号に定めるとおりとし、当該行為をしようとする者は、保護地区等内行為届出書（別記第9号様式）により、市長に届け出なければならない。

（1） 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（撤去を含む。以下同じ。）

で、その新築、改築又は増築に係る部分の面積が1平方メートル以上のもの

（2） 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が10センチメートル以上の樹木の伐採を伴うもの

（3） 竹の群落の3分の1以上の伐採を伴うもの（その群落が滅失しない範囲に限る。）

（4） 面積が10平方メートル以上の土地の形質変更で、高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの

（5） 面積が10平方メートル以上の水面の埋め立てを伴うもの

（平17規則34・一部改正）

（適用除外）

第7条 条例第11条第1号に規定する行為は、次のとおりとする。

（1） 土地の形質の変更を伴わない高さ50センチメートル未満の土留工事

（2） 下枝取り、下草刈り

（3） 野鳥、昆虫等を保護するための施設等の設置

（4） 種子、果実の採取

（居住地等の緑化）

第8条 条例第11条の4に規定する居住地及び地域の緑化は、現存する樹木を保全するとともに次の基準により行うものとする。

（1） 住宅を新築し、増築し、又は改築する場合は、敷地内に居住者1人につき成木（低木を除く。）1本以上を植栽すること。

（2） かき又はさくを構築する場合は、生けがきとし、やむを得ずコンクリート及びブロック等を使用する場合は、ツタ等をはわせること。

(事業所用地の緑化)

第9条 条例第11条の5に規定する事業所用地の緑化で、工場（製造、加工等の作業場を同一敷地内に有しないものを除く。以下本条において同じ。）にあつては次の基準により、緑地（芝を除く。以下同じ。）を確保しなければならない。

(1) 敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、敷地面積の20パーセント以上を緑地とし、その配置は、当該工場の周辺の土地利用状況等を勘案し、敷地面積の15パーセント以上の緑地を敷地の外周部に設けること。

(2) 敷地面積が1,000平方メートル未満のものについては、敷地内に可能な限り緑地を確保すること。

2 前項に規定する工場以外の事業所用地の緑化については、その外周部に緑地又は花壇を配置し、可能な限り緑化すること。

(開発行為)

第10条 条例第11条の6に規定する緑化は、次に定めるところによる。

(1) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、次表の左欄の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める面積の公園を開発区域内に設けるものとする。

開発区域の面積（単位 平方メートル）	設けるべき公園の面積
3,000以上10,000未満	開発区域の面積の3パーセント以上
10,000以上50,000未満	開発区域の面積の4パーセント以上
50,000以上	開発区域の面積の5パーセント以上

(2) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合は、開発区域内に開発区域の面積の3パーセント以上の緑地を確保するよう努めるものとする。

(平8規則23・全改)

(緑化協定)

第11条 条例第11条の7第1項に規定する緑化協定の対象は、1,000平方メートル以上の面積を有する一団の土地を単位とする。

2 条例第11条の7第2項に規定する緑化協定の対象は、おおむね1,000平方メートル以上の敷地を有する工場とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５６年３月２６日規則第９号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５７年１０月１５日規則第３６号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則の規定は、昭和５７年４月１日から適用する。

附 則（昭和５８年１月１１日規則第２号）

この規則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年６月１日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則の規定は、昭和５９年５月１日から適用する。

附 則（平成３年３月３０日規則第３３号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成５年２月５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年７月１日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第１０条の規定は、新規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３２条の協議を完了したものについて適用し、施行日前に協議を完了したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成１４年９月２７日規則第３６号）

（施行期日）

１ この規則は、平成１４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、

使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 17 年 5 月 30 日規則第 34 号）

この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別 記  
第1号様式(第3条第3項)

樹 木 等 滅 失 届  
枯 死

年 月 日

習志野市長 宛て

住 所

氏 名

樹木等が滅失(枯死)したので、習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則  
第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	(1) 自然保護地区	(2) 都市環境保全地区	(3) 保 存 樹 木
指 定 日	年 月 日		
指 定 番 号	指定番号		
名 称			
所 在 地			
滅失又は枯死した日	年 月 日		
滅失又は枯死の理由			
備 考			

注

- 1 「滅失(枯死)」は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 区分の欄は、該当文字を○で囲むこと。

第2号様式(第3条の2)

保護地区等助成金交付申請書			
			年 月 日
習志野市長		宛て	
住所			
申請者			
氏名			
<p>保護地区等助成金の交付を受けたいので、習志野市自然保護及び緑化に関する条例施行規則第3条の2の規定により、次のとおり申請します。</p>			
指定番号		指定年月日	年 月 日
保護地区等の所在地		自然保護地区	m <sup>2</sup>
習志野市 丁目		都市環境保全地区	m <sup>2</sup>
番地 外 筆		保存樹木	本
		(樹種	)
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請金額	円		

第3号様式(第3条の3)

保護地区等助成金交付決定通知書

年 月 日

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のありました保護地区等助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 保護地区等助成金額

自然保護地区	円
都市環境保全地区	円
保存樹木	円
計	円

2 助成金交付対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第4条第4項)

保護地区等指定同意書

年 月 日

習志野市長 あて

住 所

氏 名



保護地区等の指定について習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり同意します。

区 分	所 在 地	地積	地目	備 考	
自然保護地区					
都市環境保全地区					
保 存 樹 木	所 在 地	樹種	高さ	幹周り	備 考

理 由



第6号様式(第5条第2項)

保 存 樹 木 台 帳

指定番号				樹種名			
所在地							
樹高			幹回り			樹齡	
管理者	氏名又は名称						
	住 所						
告示番号	第	号	指定日	年	月	日	審議会 諮問日
管 理 状 況 等	管 理 状 況						
	備 考						

第7号様式(第5条第3項)

(自然保護地区・都市環境保全地区用標識)

指定番号	地区 名 称
所在地	
面積	m <sup>2</sup>
指定日	年 月 日

この地区は、所有者のご協力により永く良好な環境を するため指定しております。

指定地域 習志野市

備考

- 1 標識の寸法は、縦60センチメートル、横90センチメートルとする。
- 2 標識に指定地域を図示するものとする。
- 3 標識の地色は白色とし、文字は黒色とし、指定地域は緑色とする。

(保存樹木用標識)

保 存 樹 木		
この樹木は保存樹木に指定しました。		
樹 種		
指定番号		
指定日	年	月 日
習 志 野 市		

備考

- 1 標識の寸法は、縦15センチメートル、横25センチメートルとする。
- 2 標識の地色は白色とし、文字は黒色とする。

第8号様式(第5条の2)

保護地区等指定  
変更  
・ 申請書  
解除

年 月 日

習志野市長 宛て

住 所  
氏 名

年 月 日付け指定第 号で指定のあつた下記の保護地区等について、次の理由により指定変更・解除を願いたく、習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例第9条第2項の規定により、申請します。

記

1 指定変更・解除申請の理由

2 指定解除希望年月日 年 月 日

3 保護地区等

区 分	所 在 地	地積	地目	備 考	
自然保護地区					
都市環境保全地区					
保 存 樹 木	所 在 地	樹種	高さ	幹周り	備 考

第9号様式(第6条)

保護地区等内行為届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

住 所

氏 名

習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例第10条の規定により、次の行為をしたいので届け出ます。

区 分	(1) 自然保護地区	(2) 都市環境保全地区	(3) 保 存 樹 木
指 定 日	年 月 日		
指 定 番 号	指定番号		
名 称			
行為の場所			
行為の目的 又は理由			
行為の種類 及びその内容			
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

注 区分の欄は、該当文字を○で囲むこと。

別記第1号様式（第3条第3項）

（平3規則33・全改、平14規則36・令4規則25・一部改正）

第2号様式（第3条の2）

（平3規則33・全改、平14規則36・令4規則25・一部改正）

第3号様式（第3条の3）

（平3規則33・全改）

第4号様式（第4条第4項）

（平17規則34・全改）

第5号様式（第5条第2項）

第6号様式（第5条第2項）

第7号様式（第5条第3項）

（平5規則3・一部改正）

第8号様式（第5条の2）

（平17規則34・追加、令4規則25・一部改正）

第9号様式（第6条）

（昭56規則9・平14規則36・一部改正、平17規則34・旧第8号  
様式繰下、令4規則25・一部改正）